

第5次豊中市一般廃棄物処理基本計画及び第5次豊中市ごみ減量計画 策定支援業務に係る公募型プロポーザル方式実施に関する実施要領

1. 目 的

豊中市（以下「市」という。）では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項に基づき、「第4次豊中市一般廃棄物処理基本計画」及びそのアクションプランである「第4次豊中市ごみ減量計画」（以下「現行計画」という。）を策定しごみの減量及び資源化に向けた取組みを進めている。現行計画が令和9年度（2027年度）で計画期間を満了することから、新たに「第5次豊中市一般廃棄物処理基本計画」及び「第5次豊中市ごみ減量計画」を策定する。

策定にあたっては、上記で示した現行計画の検証結果を踏まえつつ、社会情勢や廃棄物を取り巻く状況の変化、市が抱える課題の整理、幅広い市民意見の取入れなど、多くの情報収集や多様な分析を行ったうえで、目標や取組みについて検討を行い、効果的にごみ減量施策を進める内容にする必要がある。

そこで、業務全般に関して、高い専門性と豊富な経験があり、もともと適正な企画力、技術力や実施体制をもつ事業者に策定支援業務を委託し、全庁的な取組み及び市民の参画を図りながら、よりよい計画策定を行うことを目的とするものである。

2. 概 要

（1）業務名称

第5次豊中市一般廃棄物処理基本計画及び第5次豊中市ごみ減量計画策定支援業務

（2）業務内容

別紙「第5次豊中市一般廃棄物処理基本計画及び第5次豊中市ごみ減量計画策定支援業務委託仕様書」のとおり

（2）予定契約期間

契約締結日から令和10年（2028年）3月31日（金）まで

（4）予算額（令和8年度～令和9年度）

8,511,000円（消費税および地方消費税を含む）

（各年度内訳 消費税及び地方消費税を含む）

令和8年度（2026年度）：6,699,000円 令和9年度（2027年度）：1,812,000円

（5）担当課

環境部 減量計画課

3. 参加資格

参加できる者は、企画提案書等の提出期日において、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。なお、企画提案書等の提出後において要件を満たさなくなった場合は参加を取り消す。

- ① 過去10年間に於いて、本業務と類似する計画（廃棄物に関する計画）策定支援の業務実績があること。

- ②地方自治法施行令(昭和 22 年政令政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- ③豊中市から豊中市入札参加停止基準 (平成 7 年 6 月 1 日制定) に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- ④市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱 (平成 24 年 2 月 1 日制定) に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- ⑤会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 (平成 17 年法律第 87 号) 第 64 条による改正前の商法 (明治 32 年法律第 48 号) 第 381 条第 1 項 (会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。) の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- ⑥平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) 附則第 2 条による廃止前の和議法 (大正 11 年法律第 72 号) 第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- ⑦平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- ⑧会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) 第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て (同法 附則 第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件 (以下「旧更生事件」という。) に係る同法による改正前の会社更生法 (昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。) 第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。) をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法 第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定 (旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。) を受けた者については、その者に係る会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定 (旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。) があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- ⑨公租公課を滞納していないこと。
- ⑩労働関係法令に違反し、官公署から摘発又は勧告等を受けていないこと。

4. スケジュール

	日程
実施要領等の公表	4月27日(月)
質問事項の締切	5月11日(月) 17時まで(必着)
質問事項への回答	5月14日(木)
参加表明書の提出期限	5月19日(火) 17時まで(必着)
その他応募書類の提出期限	5月26日(火) 17時まで(必着)
第1次審査 (書類審査)	6月2日(火) (5者以上応募の場合のみ)
第2次審査 (プレゼンテーション審査)	6月9日(火) (時間・場所等は第1次審査後に通知)
審査結果の通知予定日	6月中旬予定
委託契約の締結予定日	6月下旬予定

※いずれも、令和8年(2026年)。

※上記に記載する期日等に変更が生じた場合、応募者に対し改めて通知する。

5. 応募の手続き

(1) 実施要領等の公表

日時：令和8年(2026年)4月27日(月)

場所：市ホームページ

(2) 質問事項の受付・回答

受付日時：令和8年(2026年)5月11日(月) 17時まで(必着)

受付方法：「質問書(様式8号)」を下記の間合せ先に電子メールにて送付し、電話で到達を確認すること。

間合せ先：豊中市 環境部 減量計画課

TEL：06-6858-2279

E-mail：genryou@city.toyonaka.osaka.jp

回答日時：令和8年(2026年)5月14日(木)

回答方法：提出されたすべての質問及び回答を、市のホームページに掲載
個別に回答は行わない。なお、回答に対する再質問は受付けない。

(3) 参加表明書の提出

提出期限：令和 8 年（2026 年）5 月 19 日（火）17 時まで

提出方法：「6. 応募書類」に記載のとおり

(4) その他応募書類の提出

提出期限：令和 8 年（2026 年）5 月 26 日（火）17 時まで（必着）

提出方法：「6. 応募書類」に記載のとおり

(5) 参加の辞退

参加表明後、応募を取り下げる場合は、「辞退届」（様式任意）を提出する。

6. 応募書類

(1) 提出書類

① 参加表明書（様式 1 号）

・正本 1 部のみ提案者の代表者印を押印。

② 企画提案書の表紙（様式 2 号）

・必要事項を記入すること。

③ 企画提案書（任意様式）

・企画提案事項については、提案内容の理解を容易にするために図表等を使用し、「第 5 次豊中市一般廃棄物処理基本計画及び第 5 次豊中市ごみ減量計画策定支援業務仕様書」の内容を十分に理解のうえ簡潔かつ明瞭に記載すること。

・原則として A 4 版とする。（縦・横向き自由 20 頁以内）。ただし、グラフ・表等は、必要に応じて A 3 版にして折り込むなど、理解しやすいように適宜工夫してもよい。

・企画提案書には必ずページ番号を付すこと。

④ 提案者の概要（様式 3 号）

・会社概要（資本金、従業員数、業務内容、組織図等）

⑤ 提案者の業務実績（様式 4 号）

・実績については、過去 10 年における類似業務（廃棄物に関する計画策定業務）における実績を記入すること。

⑥ 総括責任者及び担当者の業務実績（様式 5 号）

・総括責任者及び担当者の業務実績（保有資格、従事分野の経歴等）

⑦ 業務執行体制調書（様式 6 号）

・様式のレイアウトは適宜変更できるものとする。

・役割の欄には、本業務における担当分野や業務内で担う役割を記入すること。

・現在担当している業務数の欄には、契約金額 200 万円以上の業務数を記入すること。

・主な勤務場所は都道府県名を記入すること。

- ⑧ 見積書（任意様式）
 - ・見積額は消費税及び地方消費税を含めたものを提示し、本体価格と消費税及び地方消費税を明記し、内訳書を添付すること。
- ⑨ 公募開始日から過去3年以内の処分歴等の有無（様式7号）
 - ・入札参加停止又は除外措置を受けた場合は、その内容と期間が分かる書類の写し、契約解除を受けた場合は、契約解除通知の写し、書面による警告を受けた場合は、その書面の写しを添付すること。
- ⑩ 業務実績に係る他市町村の一般廃棄物処理基本計画またはごみ減量計画
 - ・複数ある場合は代表的なものを一部

(2) 提出期限

- ・参加表明書：令和8年（2026年）5月19日（火）17時まで（必着）
 - ・その他応募書類：令和8年（2026年）5月26日（火）17時まで（必着）
- ※応募書類の不足又は期限内未到着の場合は、応募（参加）を無効とする。

(3) 提出方法

- ・持参（平日9時から17時まで）、郵送等により提出。
- ・持参する場合以外は、メールや電話で書類の到達を確認すること。
- ・応募書類の正本1部と応募書類の電子データを格納した電子媒体（CD-RまたはDVD-R）を提出すること。

(4) 応募書類の取扱い

提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

(5) 提出先

〒561-0891 豊中市走井2丁目5番5号
豊中市 環境部 減量計画課
TEL：06-6858-2279
E-mail：genryou@city.toyonaka.osaka.jp

7. 選定方法

(1) 審査方法

- ・市職員で構成する受託候補者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を設置し審査する。
- ・提案者が5者以上あった場合のみ、第1次審査（書類審査）を行う。企画提案書及び企画提案書に基づく第2次審査（プレゼンテーション）を行い、評価点数の合計による総合評価で最高得点を得た提案者を優先交渉権者とする。

- ・第2次審査（プレゼンテーション）の結果、全体配点の50%未満の提案者は、順位が1位の場合であっても優先交渉権者としなない。
- ・選定委員会として最終合議のうえ一本化した審査結果を確定するものとする。

○第2次審査（プレゼンテーション）の概要は以下のとおり。

- ① 日程は以下のとおり（時間・場所等は提案者に別途連絡する）
令和8年（2026年）6月9日（火）
- ② 発表時間は各提案者につき30分（プレゼンテーション15分、質疑応答15分程度）とする。
- ③ プレゼンテーションの順序は、企画提案書の提出順とする。
- ④ プレゼンテーションは、本事業に携わる担当者が行うものとし、出席者は担当者を含め3名以内とする。
- ⑤ プレゼンテーションでパワーポイント等を使用する場合は、原則、必要な機材はすべて、提案者で用意し、本市はモニターと電源のみ用意する。また、インターネット回線が整備されていないことに留意すること。なお、プレゼンテーションにおいて資料の追加配布は認めません。

(2) 評価項目

評価項目	評価内容	評価点
企画力	提案内容の具体性について評価	30
分析力	一般廃棄物処理に関する洞察及び数値データの分析力について評価	30
構成力	企画提案書の構成及びプレゼンテーションの表現力について評価	20
業務実績/体制	事業実績及び事業実施体制について評価	10
価格	提案金額について評価	10
処分歴等	処分歴等について評価	減点

(3) 審査結果の通知

結果は6月中旬にホームページで公表するとともに、すべての提案者に対しメールで通知する。なお、市と仕様及び価格などを協議のうえ、市の内部手続きを経て、本業務の受託者として決定することになるため、第一優先交渉権者の通知をもって本業務の受託者を約束するものではない。

(4) 審査結果の公表

審査結果は、市ホームページにより公表する。

公表内容は次のとおり

- ① 件名
- ② 履行期間
- ③ 受託候補者（事業者名・所在地・代表者・提案金額）
- ④ 公募及び審査経過（公募経過・応募団体・審査経過・選定委員会の構成）
- ⑤ 選定理由
- ⑥ 採点結果
- ⑦ 担当課
- ⑧ その他（受託候補者と最高評点者が異なる場合は、その理由）

※応募団体と採点結果との対応関係は明らかにしない。応募者が2者の場合は次点者の採点結果は公表しない

8. 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 本案件期間中に「3. 参加資格」で規定する参加資格に抵触するに至った場合
- (2) 委託上限額を超える提案を行った場合
- (3) 応募書類において虚偽の記載があった場合
- (4) 提出期限までに提出場所に応募書類の提出がない場合
- (5) プレゼンテーション審査に遅刻・欠席した場合
- (6) 一団体に複数の提案をした場合
- (7) 提案に関して談合等の不正行為があった場合
- (8) 法令並びに豊中市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行った場合
- (9) 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- (10) 選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行った場合
- (11) 前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、選定委員会が失格と認めた場合

9. 契約の締結

- (1) 第一優先交渉権者の選定後、企画提案書の内容に基づき、市と協議のうえ業務内容を確定し、契約手続きを行う。なお、第一優先交渉権者と契約に至らなかった場合は、次点の提案者と契約することがある。
- (2) 契約内容及び仕様については、採択された提案をもとに、市と詳細を協議する。また、契約内容と仕様、契約金額などは、協議の結果、採択された提案から変更が生じることがある。

- (3) 本業務の受託者は、契約日までに豊中市への入札参加資格登録を行い、豊中市財務規則に基づき、契約保証金の納付又は履行保証契約の締結を行うこと（受託者が同規則第 110 条に定める契約保証金の納付免除の規定に該当する場合は除く）。

10. 留意事項

- (1) 本プロポーザルに要する経費（企画提案書の作成、提出及びプレゼンテーションに関する費用等）は、応募者の負担とする。
- (2) 応募書類等の著作権は提案者に属すが、審査等において必要な範囲で複製を作成する場合がある。
- (3) 応募書類は、返却しない。
- (4) 応募者の申出による提出期限以降の応募書類等の変更、差し替え及び再提出は認めない。
- (5) 応募書類に記載された受託業務の担当者等は、発注者がやむを得ないものとして認める場合を除き、変更することはできない。
- (6) 参加表明書の提出後に本プロポーザルの応募を取り下げる場合は、速やかに下記事務局まで連絡するとともに、参加辞退届（任意様式）で通知すること。
- (7) 審査及び評価の内容、応募者名などの質問は一切受け付けない。また、質問事項の締め切り以降、業務に係る質問も受け付けない。

11. 問い合わせ先

〒561-0891 豊中市走井 2 丁目 5 番 5 号

豊中市 環境部 減量計画課 担当：(中村・三浦・山本)

TEL：06-6858-2279 FAX：06-6843-3501

E-mail：genryou@city.toyonaka.osaka.jp